

# 全日教連 要望結果報告

(発行 平成30年11月8日)

## 第8次中央要請行動

## 文教予算等に関する要望

文部科学省

要望日時 平成30年11月7日(水) 11:00~11:30

回答者

### 【大臣官房】

大臣官房審議官(初等中等教育局担当) 丸山 洋司 氏

### 【初等中等教育局】

教育課程課 主任学校教育官 降籙 友宏 氏

教育課程課 専門官 石田 有記 氏

財務課 定数企画係長 八木下理香子 氏

児童生徒課 生徒指導企画係 太田 雄嵩 氏

初等中等教育局企画課 調査係 係長 奈雲 太郎 氏

要望者

### 【全日本教職員連盟】

委員長 郡司 隆文

副委員長 小林 昭宏 山本 純

執行委員 北村 顕吾

単位団体専従 藤野 英二

事務局長 中道 敬

事務局次長 太田 貴也 島村 暢之 原井 和彦

## 要望(全日教連) (※ …… 重点項目として、文部科学省から回答を得た要望)

1 子供たちにより質の高い教育を保障するために、また今日的な教育諸課題への適切な対応を可能にするために、義務標準法改正を伴う基礎定数及び加配定数の拡充を確実に図ること

(1) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善実現に向け、計画的に安定した教職員配置が可能となる基礎定数の充実を図ること

- ・ 中学校第3学年まで1学級30人を目標とした新たな教職員定数改善計画の策定
- ・ 特別支援学級の学級編成標準の引下げ

(2) 教育諸課題へ迅速に対処し、生徒へよりきめ細やかな指導をするために、安定的に公立高等学校教職員を確保すること

- ・ 公立高等学校教職員定数改善計画の早期策定
- ・ 加配定数の拡充

(3) 「チーム学校」がより有効に機能するように学校指導體制の基盤強化を図ること

- ・ 養護教諭の複数配置基準の引下げ
- ・ 学校事務職員の複数配置基準の引下げ
- ・ 栄養教諭・学校栄養職員の全校配置及び共同調理場における配置基準の引下げ
- ・ 主幹教諭配置基準の新設

(4) 学校における働き方改革の推進のために、主幹教諭・事務長の配置を更に促進すること

※ (5) 質の高い英語科の授業の実現のため、小学校英語科の授業増に対応した英語専科担当教員等の加配定数を更に拡充すること

- (6) 関係諸機関との連絡調整や担任及び保護者との連携等、学校における特別支援教育の中心的役割が果たせるよう、特別支援教育コーディネーターを専任化すること
  - (7) いじめや不登校の未然防止のための指導体制充実に向け、いじめ・不登校対策担当教員を専任配置すること
  - (8) 平時には学校安全管理や安全教育、安全指導に関する職務を担当し、災害発生時には機動的な活動ができる安全担当教職員（仮称）を専任配置すること
- 2 人材確保法の初心に立ち返り、教職員を目指す優秀な人材を確保するため、優遇部分の大胆な拡充を図ること
  - 3 教育における地域間格差が生じないよう、教材費や図書費等、義務教育費については、国の責任において全額国庫負担とすること
  - 4 教育専門職の職責に見合った給与体系を確立すること
    - (1) 教員の常態的な超過勤務の実態を鑑み、適正な教職調整額となるよう見直すこと
    - (2) 特2級となっている主幹教諭・指導教諭を3級とし、完全な5級制の給与体系にすること
    - (3) 優秀な教員を管理職に登用するために、校長、副校長、教頭の職責に相応しい管理職手当となるよう支給率の改善を図ること
    - (4) 幼稚園及び認定こども園教諭の給与・待遇等の更なる充実を図ること
  - 5 グローバル化への対応及び、Society5.0実現等に向けた教育の質の向上のために、教育環境の整備を図ること
- ※ (1) 子供と向き合う時間を確保し教育諸課題を解決するために、教育課程の弾力的運用についての方針を早期に示すこと
- (2) AI時代に対応した人材育成と最適活用のために、「未来投資戦略2018」掲載の「初等中等教育段階におけるAI教育の強化」を早期に実現すること
- (3) ICTに関連する体制整備においては、総務省と連携して施策を推進すること
- ※ 6 学校における働き方改革に資する、専門スタッフや外部人材の配置拡充及び、更なる業務改善を図ること
- (1) スクールロイヤーやスクール・サポート・スタッフ、部活動指導員等の配置を拡充すること
- (2) 指導要録（様式2）を大幅に簡略化すること
- 7 「特別の教科 道徳」については、現場の推進状況を把握し、継続して評価方法等を検証すること
  - 8 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じることができるよう特別支援教育の充実を図ること
    - (1) 高等学校における通級指導が充実したものとなるよう教育環境の整備を進めること
    - (2) 学校における医療的ケア実施体制構築に向け、財政支援も含めた環境整備を進めること
    - (3) 特別支援学校教諭免許状の取得を目指す現職教員に対する財政支援等を更に充実させること
  - 9 家庭の経済格差に起因する子供の教育格差を解消するために実効性ある施策を講じること
    - (1) 幼児教育無償化について、0～2歳児養育者の所得制限を撤廃すること
    - (2) 高校生等奨学給付金及び、高等学校等就学支援金制度の支給要件を緩和すること
  - 10 あらゆる自然災害や事件、事故から子供の命を守り、安心して学校に通える体制の構築について、財政的支援の充実を図ること
    - (1) 地域の防災拠点として、学校施設の更なる機能強化を図ること
      - ・ 各教室、体育館へのエアコンの設置
      - ・ 多機能トイレの設置
    - (2) 総務省及び、警察庁と連携し、児童生徒の登下校等日常の安全を確実に確保すること
  - 11 学校現場において、政治的中立がしっかりと保たれた主権者教育が行われるよう指導すること
  - 12 定年延長については、教職員の勤務の特殊性を踏まえた制度設計を行うこと
    - (1) 現行の再任用制度については、雇用の状況等を検証し、多様な職種への任用及び、勤務形態となるよう検討すること
    - (2) 定年延長については、現職教職員の意欲が削がれることがないように、雇用形態や給与・待遇等を研究し、教育公務員特例法において規定すること

### 13 教職員のメンタルヘルス対策の充実・推進を図ること

- (1) 予防的メンタルヘルスケアの取組の好事例を集積し、各地方公共団体に周知すること
- (2) 学校現場におけるストレスチェック制度の有効性及び課題を検討し、厚生労働省と連携して教職員のメンタルヘルス不調解消を図ること
- (3) 復職した教職員を支援するために、休職者の代替任用者の任期を一定の期間延長し、継続して任用できるように財政支援すること

### 14 教員免許更新制について、教員の費用負担軽減や機会確保の観点から、都道府県教育委員会が実施している研修等を更新講習に位置付けるように指導すること



## 回答（文部科学省）

### ●要望1（5）について

小学校英語の実施に伴う専科教員の加配拡充に関して、2020年度からの学習指導要領の全面实施になる。外国語教育の充実に伴い小学校3年生から6年生において、授業時数が年間35コマ増加することになる。現状を踏まえて、今回の授業時数の増加が勤務時間の増加につながらないように、指導体制の効果的な強化にしっかりと取り組んでいく。具体的には、働き方改革を考慮した適切な授業時数の設定及び、これからの教員の自然減等を踏まえ、今年度から2020年度までの3年間で4,000人の専科教員の配置を進めていく。また、2019年度概算要求においても、移行期間中であることを勘案し1,000人の定数改善の要求を盛り込んだところである。

### ●要望5（1）について

授業時数の増加が教員の更なる負担の増加につながらないように、夏休み等に行われる子供たちの主体的な活動を総合的な学習における探求的な活動に位置付けることを可能にする等、教育課程の弾力的な運用について方針を今年度中に示す予定である。総合的な学習の時間は、職場体験や地域調べ等、家庭や地域と連携して展開されてきた。しかし、これまでは、連携が限定的なものであり、今後は学校外の多様な場において、児童生徒が課題を探究するような機会の充実が求められていく。そのため、夏期の休業期間や土日等を含めた学校外において総合的な学習の時間の学習を行う条件を明確化し、児童生徒の多様な課題に応じた探究の機会の充実を図っていくことについて、現在、中央教育審議会教育課程部会（以下：教育課程部会）や学校における働き方改革特別部会において審議し、方向性が示されつつある。具体的には、「指導計画上の位置付けが明確であり、家庭や地域との連携の取組が充実している場合等、各学校等の判断により学校外での学習のうち総合的な学習の時間の一定割合（4分の1程度）を授業として位置付けることができること等を検討している。今年度中に、探求的な時間への位置付けや児童生徒の安全等、学校外において学習を実施する際の留意事項等を都道府県教育委員会に対し通知を行っていくために検討を進める。

## ●要望6 (1) (2) について

### (1)

「チームとしての学校」の理念を踏まえて、教師と多様な人材の連携によって、教師が児童生徒への指導や教材研究に注力することができるような体制を整備し、教師の負担軽減を図っていくことが重要である。その中で、公立の小中学校において、教師の負担軽減を図るという観点で、教師のサポート・スタッフの配置拡充を進めること及び、副校長、教頭が学校マネジメントに注力できるように副校長・教頭サポート・スタッフを新たに配置すべく2019年度概算要求に盛り込んだ。中学校における部活動指導員の配置についても、12,000人の増員を図るべく予算要求している。スクールロイヤーについては、学校における法的な相談や法的な側面からのいじめの予防教育等、先進的に調査研究を進めるための必要な経費を概算要求に盛り込んだところである。これらの様々な環境整備を進め、新学習指導要領の円滑実施と学校における働き方改革に正面からしっかりと取り組んでいく。

### (2)

教育課程部会に学習評価に関するワーキンググループ（以下：WG）を設置し検討を進めており、要望にある指導要録を含めて新学習指導要領の下での学習評価の在り方について議論しているところである。このWGでは、教師の勤務実態を踏まえて、指導要録の指導に関する記録（以下：様式2）について大幅に簡略化し、評価の結果が教師自らの指導の改善や子供たちの学習方法の改善につなげることに重点を置いての検討が進められている。例えば、様式2について、記載事項の全てを満たす通知表を域内の全ての学校が作成している場合においては、設置者の判断によって様式2と通知表の様式を共通なものとするを可能とするといったこと等である。これについても、本年中を目処にWGが取りまとめを行い、早ければ年度内に指導要録の取扱いの通知を发出できればと考えている。

## 意見及び回答

### ●英語教育に関連した専科教員の配置拡充について

#### 【全日教連】

英語に関連して、週1コマの増加は現場として非常に大きな負担となっている。付随する研修や授業準備等の時間は、質の高い授業のためには確保しなければならない。山口県では、多くの学校で本格実施と同様に総合的な時間の学習を削ることなく、1コマ増で対応している。結果として、週の授業時数は30コマとなっている。業務改善を進めているが、時間外勤務時間の短縮にはつながっていないというのが実感である。この現場の状況を鑑み、専科教員の配置拡充は必要で有り、4,000人では足りない。より多くの専科教員の確保に努めてほしい。

#### 【文部科学省】

財政状況が厳しいということはあるが、財務省に対してしっかりと折衝していく。

#### 【全日教連】

財務省が「学校現場には余剰時数がある。そこを英語の授業時数に充てれば、授業時数の増加はクリアできる」と主張しているが、その辺りの調査はどうか。

#### 【文部科学省】

授業時数については、今年度「教育課程実施状況調査」を実施する予定である。この調査の中で総授業時間をどれだけ確保しているのかが判明する。昨年度、学校における働き方改革の中間まとめを受け、各都道府県に対して通知を出したところである。現場の改革の実態を見ながら、財務課とともに対応を考えていく。できれば、年明けにまとめを出したい。

#### 【全日教連】

栃木県内の市町教育委員会の教育長と話した中で、「英語の授業を行うのは学級担任なのか専科教員なのか」という話題になった。その際、「文部科学省は、専科教員の配置のために予算確保に注力している」と説明したが、全国で4,000人では小規模の学校には専科が配置されないと心配していた。「英語科の授業は専科が担当する」というスタンスで、全国の小学校で専科教員による質の高い英語教育が推進されるように、しっかりと予算を確保してほしい。



### 【全日教連】

香川県では、小中連携事業の中で中学校の英語担当教員が小学校で英語の授業を担当している。しかし、訪問校数が7～8校、受持学級数にすると16～24学級である。小中連携という観点では進んでいるように見えるが、実態として非常に過酷な勤務となっていると言わざるを得ない。打合せの時間等も十分に確保できていない。特定の教員へ負担を掛けることを避け、児童に英語の楽しさを伝えることができる質の高い授業を行うために、専科教員の配置は不可欠である。

## ●教育課程の弾力的な運用について

### 【全日教連】

国語科や社会科等で、総合的な学習の時間と同じように教育課程に位置付けた学習を展開している例がある。現場の声として、「この学習を国語科と総合的な学習の時間との両方で時数として認めてほしい」というものがあるが、どうか。

### 【文部科学省】

学習指導要領において、教科毎に内容を示している。学校教育法施行規則においても、教科毎に標準時数を示している。以上のことから、教科の学習と総合的な時間の学習の両方で時数として認めることはできない。また、新学習指導要領で、総合的な学習の時間で学んだことを各教科で総合的に働かせながら、学びを深めていくということを重視していることから、学習指導要領の構造上無理である。

但し、標準時数を示していない特別活動として実施している行事等を総合的な学習の時間と同様の成果を期待することができる場合にはおいては、時数として認めることはできる。これは現行の学習指導要領及び、新学習指導要領でも同様である。

### 【文部科学省】

本制度を打ち出すことで、社会教育施設等での講座開発が進むことを期待している。総合的な学習の時間の弾力的な運用であるので、そこには教育的な効果というものが無ければならない。今回の全日教連の要望を受け、年度内の発出に向け、引き続き通知にどのようなことを盛り込めば良いかを検討していく。

## ●学校における働き方改革推進等について

### 【全日教連】

今後、「教育課程の弾力的運用」や「指導要録の簡略化」等の通知が発出された際に、文部科学省の意図を明確にし、市区町村教育委員会までその意図が確実に伝わるようお願いする。

### 【全日教連】

スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の確保について、国の補助率が3分の1から2分の1となるように検討してほしい。財政的に厳しい都道府県や市町村では手が挙げられない。

### 【文部科学省】

学校における働き方改革は待ったなしという認識には全くブレはない。しっかりと進めていく。

